

庄原工業団地企業誘致資料

平成 28 年 1 月 商工観光課商工振興係

(1) 企業訪問と企業立地の状況 (平成 28 年 1 月現在)

	市内	県内	関西	関東	訪問回数	企業立地の状況
H19	9社	13社	1社	1社	24回	A社・・・庄原工業団地
H20	なし	なし	なし	なし	なし	B社・・・庄原工業団地
H21	なし	1社	なし	なし	1回	C社・・・庄原工業団地
H22	17社	14社	16社	0社	47回	D社・・・旧県営工業団地(民有地)
H23	23社	2社	5社	14社	44回	E社・・・旧サエセミマイクロンダクタ西城工場
H24	18社	5社	12社	7社	55回	・F社・・・庄原工業団地追加購入(工場増設) ・G社・・・旧県営工業団地(移転)
H25	15社	5社	5社	5社	40回	・H社・・・庄原工業団地購入(工場移転)
H26	7社	1社	6社	1社	25回	
H27	5社	2社	6社	4社	25回	

(2) 分譲に向けた補助制度等の経緯

1) 分譲価格及び分譲単価面積の見直し

①平成 9 年 4 月

- ・分譲における面積要件の引き下げ

5,000 m²以上 **15,800 円/m²を 3,000 m²以上に**

5,000 m²未満 **17,500 円/m²を 3,000 m²未満に**引き下げる。

②平成 19 年 7 月

- ・分譲単価の引き下げ

分譲面積 3,000 m²以下 **1 m²当り 17,500 円 → 14,800 円**

" 3,000 m²以上 **1 m²当り 14,800 円 → 13,300 円**

2) 企業立地促進条例による助成金

①土地取得助成金

- ・平成 9 年 4 月

土地売買契約金額の **5/100 を 25/100** に引き上げる。

- ・平成 19 年 7 月

土地分譲価格の 1/4 を助成(4年間で助成)に、地域資源を活用する企業については **1/3** を助成(2年以内に操業)を新設する。

②雇用拡大助成

- ・平成 13 年 4 月

新規雇用常用労働者の最低人員を **10 人から 5 人** に引き下げる。

③固定資産助成(工場の建築面積 500 m²以上、新規雇用 5 人以上、うち半数以上が市内居住者)

投下固定資産の 10% に相当する額を補助金として助成する。

④新規雇用助成金(新規雇用 5 人以上)

一人当たり 15 万円を助成する。ただし、30 人以上は、一人当たり 10 万円

3) 庄原市企業誘致報奨金制度の制定

- ・平成 20 年 10 月～平成 25 年 3 月末まで

情報提供報奨金 **1件当たり5万円**

成功報奨金 土地分譲代金に **100分の1** を乗じて得た額に相当する額
(1,000万円を限度とする。)

※ 平成25年4月～平成28年3月末まで制度延長